

# 笠間市補助金等検討委員会

## 答 申

平成22年11月

笠間市補助金等検討委員会作成

## 目 次

I	はじめに	3
II	笠間市補助金等の状況	3
III	笠間市補助金等の審査	4
IV	問題点の整理	5
	(1) 交付根拠の明確化	5
	(2) 補助期間の長期化への懸念	6
	(3) 定期的見直しの必要性	6
	(4) 効果の検証	6
	(5) 交付機会の均等化や透明性の確保	6
	(6) 第三者機関の設置の必要性及び審査の実施	6
	(7) 交付手続の明確化	7
	(8) 前回答申による指摘事項に対する対応	7
V	課題解決に向けた具体的な方法の提案	7

VI 総括	8
VII 笠間市補助金等検討委員会開催経過	10
VIII 補助金等総合評価一覧	11

資料

1. 笠間市補助金等の交付基準
2. 笠間市補助金等の審査基準
3. 補助金評価表
4. 笠間市補助金等検討委員会設置要綱

## I はじめに

笠間市は平成18年3月に合併し、今年5年を経過するところであります。

笠間市においては、厳しい社会経済状況を認識し、簡素で効率的な行財政運営と「住みよいまち訪れてよいまち 笠間」の実現を目指すため、現在、第2次「笠間市行財政改革大綱」の策定が進められ、補助金等についても行財政運営の健全化の観点から整理合理化（補助団体の見直し）について検討されているところであります。

このような中、笠間市補助金等については前回の笠間市補助金等検討委員会（以下検討委員会）答申（平成19年10月）から3年が経過し、前回答申後の検証を含めた補助金等の再度の見直しを行うため、公募による市民代表者、学識経験者、企業代表等6名により構成された外部評価機関としての、笠間市補助金等検討委員会が設置されました。

今回の検討委員会は、平成22年6月8日に発足し、約半年間で計11回開催し、平成22年度笠間市補助金等の中から、前回の答申において、「適正」と判断されなかった61件の補助金について検証し、平成23年度当初予算へ反映すべく検討しました。今回の審査・検討にあたっては、前回答申に示された「補助金等の交付基準」に基づき「笠間市が交付する補助金等について、補助の必要性が客観的に認められるもの（公益性）となっているか、補助の効果が広く住民の福祉の向上に寄与しているか」等を公平・公正な立場に立ち、個々の補助金を審査し評価検討を行いました。

今回提出する答申は、合併後2回目の検討委員会として、前回答申を踏まえつつ、市民との協働、そして補助事業の充実を図り、真に市民に必要な補助金等のあり方について検討した結果であります。

## II 笠間市補助金等の状況

### ○ 年度別補助金等の推移

（単位：千円、件）

	H19予算額	H20予算額	H21予算額	H22予算額
当初予算補助金額	803,042	726,981	784,740	904,156
件数	162	141	145	148

市の補助金等は、「笠間市補助金等交付規則」及び個々の「補助金交付要綱」等に基づき支出されています。

平成19年度に交付した件数は162件でしたが、検討委員会を設置し見直しを行った後の平成20年度には141件に減少しており、ある程度の成果はみられました。例えば、前回「廃止」と評価された11件のうち7件が廃止となり、「整理・統合」と評価され、類似補助を統合したものの、あるいは旧3市町であったものを合併することで補助金の削減が図られました。一方、「廃止」と評価されたもので廃止になっていないもの4件や、「終期の設定」と評価されたにもかかわらず、

未だに終期を設定されていないものが見受けられたり、まだまだ見直しが進んでいない状況もあります。

そういう状況の中、前回答申で示された、「市民提案型の新たな補助金制度の創設」については、「笠間市まちづくり市民活動助成事業補助金」として立ち上げられ、平成21年度までに35事業への助成が行われています。

笠間市補助金の全体の推移を見ると上表のとおりですが、平成21年度145件、平成22年度148件と件数が増加し、金額についても同様に増加傾向が見られますが、これは、少子化対策として「特定不妊治療費補助金」、環境対策として「住宅用太陽光発電システム設備費補助金」、雇用対策として「職業能力アップ支援事業費補助金」等最近の行政課題に対応した補助事業の新たな立ち上げによるものです。特に、平成22年度は、国・県補助による小規模多機能型居宅介護事業所整備補助金で52,500千円、笠間市立病院で4月より開始した休日・夜間救急診療に対する補助金35,408千円などにより大幅に増加しています。

市税や地方交付税など経常的な一般財源が減少していく中で、補助金の支出は、他の行政目的を遂行する直接経費と何ら変わりはないものであるため、全体的に圧縮する必要があるものと考えます。その中では、以前から固定的に支出されているもので効果がないと判断されるものなどで廃止すべきものは廃止するなどして対応するとともに、新たな時代の要請により創設すべきものはいち早く対応するなどして、メリハリの効いた笠間市の補助金制度にしていく必要があります。

### Ⅲ 笠間市補助金等の審査

今回の検討委員会においては、前回答申後笠間市の補助金がどのように見直されてきたかを検証することを主眼とし、6月から約半年間にわたり、延べ11回の委員会を開催いたしました。

委員会の中で、まず、今回の審査の方法について議論した結果、審査対象の補助金については、前回答申後の検証ということ考虑し、平成22年度当初予算に計上された153件の補助金等のうち、国・県補助を伴うものを除いた市単独補助金で、前回答申で「適正」と判断されなかった61件について、審査することと決定しました。また、より適切な評価結果に結びつけるためには、補助事業への理解を深める必要があると考え、各団体の代表者等や補助金所管課等からのヒアリングを実施することといたしました。ただし、評価結果を平成23年度当初予算に反映させるという期限目標があったため、各団体の代表者等からのヒアリングについては12件、補助金所管課等からのヒアリングについては16件、残りの33件については、補助金等所管課において作成された「事業概要書」、「事業報告」、「決算書」などの資料により審査することとしました。

今回の審査では、補助金等の適正な運用等を図るために、補助等の必要性が客観的に認められるものとなっているか、補助等の効果が広く住民の福祉の向上に寄与しているかなどを検証、審査する基準として定められた、笠間市補助金等の交付基準（平成22年笠間市告示第623号。以下「交付基準」という。）第3条の項目を総合的に勘案し、笠間市補助金等の審査基準（平成22年笠間市告示第624号。以下「審査基準」という。）第6条の見直し基準を適用して審査いたしました。審査にあたっては、「事業概要書」、「事業報告」、「決算書」などの資料をもとに、必要に応じて「補助団体の代表者等」、または補助金等を「所管している課等」からの詳細な説明や質疑応答をとおして、その補助団体・事業の実態や問題点の把握に努め、より適切な評価結果に結びつくよう努めました。

見直し基準による審査結果は以下のとおりです。

適正なもの	18件	
整理・統合すべきもの	4件	
減額・上限設定すべきもの	17件	
終期の設定（期間設定）をすべきもの	4件	
支出科目を見直すもの	1件	
廃止すべきもの	17件	合計 61 件

※ 個別の補助金の審査結果につきましては、「補助金等総合評価一覧」（P11）のとおりです。

なお、今回の審査結果に基づく今後の対応として、当委員会は、次のとおり要望するものです。

- 「整理・統合すべきもの」・・・補助の必要はある程度認められるが、類似補助や同一目的の複数補助が見受けられ、整理・統合する必要があると思われるものであり、最長でも3年以内に対応すること。
- 「減額・上限設定」・・・補助の必要性はある程度認められるが、繰越金が多かったり、独自収入が多額であったりするため、減額しても十分事業の継続が見込めるものであり、平成23年度予算から減額・上限設定すること。
- 「終期の設定をすべきもの」・・・補助の目的が達成しつつあるものや、将来自立が見込まれるようなものであり、最長でも3年以内の終期を設定すること。
- 「支出科目を見直し」・・・事業内容により、補助金で支出するよりも委託料や報償費等、他の項目で支出した方が良いと思われるものであり、平成23年度予算から支出科目を見直すこと。
- 「廃止すべきもの」・・・補助金の役割が少なくなっているものや、自主財源の確保によって明らかに自立できると思われるものであり、平成23年度予算には、計上しないこと。

また、今回「適正」と判断された補助金についても、つねに見直し（PDCA サイクルの実践）を行ない、適切な事業の継続を望むものです。

総合評価に理由等を明示しましたが、評価理由と本補助事業に対する課題等であることに留意し、各団体、所管課においては、改善へ向けた見直しを行うことが必要と思われます。

## IV 問題点の整理

補助金等とは「市が団体、個人が行う特定の事業等に対し、行政目的に合致し、公益上必要があると認められた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭給付を行うこと」と定義され、また重要なことは、市が支出する補助金等が、市民の税金等貴重な財源によって賄われており、その公益上の必要性は十分かつ客観的妥当性を備えていなければならないということです。

笠間市補助金等における問題点を整理すると次の点に要約されます。

- (1) 交付根拠の明確化 ～補助金等交付の根拠の明確化～  
補助金等のなかには交付要綱が無いなど支出の根拠が明確でないものがあります。さらに市

民から見て、その体系や交付の考え方などが、分かりにくいものとなっているものがあります。従って、市民にわかりやすい補助金等の交付の根拠を明確にすることが必要です。

(2) 補助期間の長期化への懸念 ～長期的な存続の妥当性～

「公益上」必要であるという判断を基に補助金等が創設されていることから、一旦創設された補助金等を廃止することは難しく、長期にわたり存続することが懸念されます。近年の急激な社会経済情勢の変化の中で、果たして、長期的・継続的な補助金等の交付が必要であるのか十分な検証を行わなければなりません。

従って、定期的に検証し、場合によっては終期を設定を行うことが必要です。

(3) 定期的見直しの必要性 ～補助金等への依存～

補助金等が継続して交付されることになると、交付を受けている団体は、あらかじめ補助金等が交付されることを前提とした事業計画や活動を展開してしまうことが懸念され、結果として補助金等に依存するような運営となってしまふことが予想されます。このことが、団体等の自立した運営に向けた努力を阻害することになったり、自主・自立した多用な活動の創出を妨げることになるおそれがあります。

従って、団体等に対する補助金等については、終期を設定し、定期的に見直しを行う仕組みの導入が必要です。

(4) 効果の検証 ～補助金等交付の効果が不明確～

補助金等は、行政目的をもって交付されるものですが、その期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのかなど、その効果の検証が十分に実施できるようになっていません。補助金等が市民の税金等によって交付されているという認識に立てば、補助金等を交付している市及び補助金等を受けている団体等は、市民に対して、補助金等交付によってどのような効果があり、何を達成したのかについて説明する責任があります。

従って、その効果を測定し、検証するとともに、その結果を公表するような補助金等評価のシステムを導入する必要があります。

(5) 交付機会の均等化や透明性の確保 ～交付先が限定されたり、特定の事業に固定化されがちである～

長期にわたり存続している補助金等の中には、交付先が限定されたり、特定の対象に固定化しているものが見受けられます。市民のニーズが多様化し、新しいニーズが次々と生まれてくる中では、補助金等の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものとする必要があります。

従って、様々な活動団体が補助金等の交付対象となるように、開かれた補助金制度を構築していく必要があると考えられます。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体も同じ立場で対象となるようにすることで、交付機会の均等化や交付の透明性が高まってくるということが考えられるため、そのような仕組みを構築していくことが必要です。

(6) 第三者機関の設置の必要性及び審査の実施 ～市民の立場からのチェック機能の強化～

これまで補助金等の交付については、行政側の判断により支出していますが、税金等を財源とする補助金等の活用については、市民等で組織する第三者機関などによりチェックを行うことが、補助金等の透明性を確保する意味から必要であると思われます。

従って、補助金等を審査するための市民等で組織する第三者機関を設置する必要があります。さらに、審査を公開することにより、より透明性が高まると考えられます。

(7) 交付手続の明確化 ～交付に至るまでのプロセスが不透明である～

補助金等の要望を受けてから、どのような過程を経て決定に至っているのか、十分に説明されているとは言えません。補助金等交付の基本となる公益性の判断がどのように実施されているのかなどについての情報が不足していると思われるため、市民から見ると公平・平等に補助金等が交付されているのかが分かりにくくなっています。一方、行政としての説明責任を果たすにも不十分だと思われます。

従って、交付手続を明確化し、意思決定のプロセスを明らかにする必要があります。

(8) 前回答申による指摘事項に対する対応 ～再検証・検討することが必要～

前回答申により指摘された事項については、各団体と補助金等所管課との協議、検討による成果として、一部改善されているものもありますが、指摘事項が未達成、未改善であるものが数多く見受けられます。改善の意思がみられない団体や対応の鈍い補助金等所管課担当者も見受けられ、今回の審査結果に対しては、速やかな対応を求めるものです。

## V 課題解決に向けた具体的な方法の提案

課題解決に向けた方法として、以下の点について提案します。

① 公開でのプレゼンテーションの実施

事業に関して広く市民に周知することにより、補助事業に関する理解が得られ、今後益々の事業効果が期待できます。またその事業に対する市民の意見を求めることにより真に必要な形態への変化や改善が期待できます。

② PDCAサイクルの実践と効果検証

PDCAサイクルの実践（事業の見直し）を促し、補助事業の効果、効率の向上を図る必要があります。交付申請における内容の審査、実績報告における成果の評価、評価を踏まえた補助事業の見直しは、必要不可欠なものです。

③ 公募型補助金等への移行

市民活動課が所管している市民活動助成補助金は公募型の補助金であり、既存の補助金等との整合性を図る必要があると思われます。今回審査対象となった補助金においてその内容・目的から市民の活動に対しての補助事業であるものが多々あります。いいかえれば合併前に存在していた補助事業は各課所管の補助金であり、合併後の新規補助金等で市民活動に関するものは、市民活動課所管となっているという現状にあり、これら個々の補助金等で、市民活動に類する補助金等については、整理見直しが必要です。

④ 有期補助への移行

本来補助金等はその主旨、目的をもって、またその効果に期待して交付されるもので、政策的な補助金等や法令等により定められた補助金等を除き、本来終期設定があるべきものです。また終期設定が困難な場合は、条件を付ける等による成果達成による終期を設定すべきです。

⑤ 国・県の補助制度廃止事業の対応について

国または県の補助事業が廃止になった場合は、市単独で継続して補助することが真に必要なのかを検討した上、継続・廃止を決定することとし、安易な国県補助の肩代わりはすべきではありません。

- ⑥ 既得権化した補助金等について  
本来、補助金等は主旨、目的をもって、その目的、効果を達成するための経費の一部を補助するものです。しかし、継続的に何年も補助している事業については、その補助目的、内容などについて、抜本的な再構築が必要です。
- ⑦ 運営費補助から事業費補助への転換  
笠間市の一部補助金等を除き、補助金等の性質上、その目的に対する活動補助であることから、事業費への転換により、その補助金等の使途と事業効果が明確な補助金等とすべきです。
- ⑧ 事務事業評価等による見直し  
笠間市においても行政評価、事務事業評価をおこなっているところですが、補助金等に対する費用対効果を評価する尺度としての活用を図り、その結果を補助金等の査定に反映することが必要です。
- ⑨ 市補助金等の明記 ～補助金等の使途の明確化～  
補助実施事業であることの明示が必要です。補助金等は市民の税金を原資としていることから、その執行による成果物等具現化するものがあれば、可能な限り「市補助金等によることの明記」をするよう望むところです。
- ⑩ 小額補助金等の整理統合  
小額の補助金等については、類似団体等との統合を図るか、または、自主財源の確保及び経費等の削減による自主運営を目指すことが必要です。
- ⑪ 適正な補助金等申請書及び実績報告書等の提出  
補助団体から提出される書類には、活動内容や補助金等の使途が不明瞭な点等がみられることから、より詳細に作成する必要があります。また、市民への説明責任が果たせるような、明確な書類作成を望むところです。

上記については、これらを実践することにより、今後の方向性が示され、なお一層の透明性を図ることにより、市民から求められる「公益性」や「説明責任」が達成できるものと思われる。

## VI 総括

検討委員会は、6月8日から6ヶ月にわたり、延べ11回を開催し、答申をまとめました。

審査にあたっては、個々の補助金等の持つ、「目的」、「必要性」、「効果性」「補助金等のもつ背景」などを見据えた中で、6名の検討委員の客観的な判断を集約し総合評価に結びつけました。

また、各団体の代表者や所管課職員等からヒアリングを行うことにより、詳細な説明や質疑応答をとおして、事業の内容や問題点等を知ることによって補助事業の理解を深めることができ、適切な評価結果に結びついたと考えております。

補助金等の定義は、「直接的または間接的に公益上必要があると認めた場合で、金銭的に給付を行なうことにより、行政目的を効果的かつ効率的に達成しようとするもの」です。この「公益上必要がある場合」とは、主にまちづくり、地域活性化や地域産業振興などの行政課題の解決に貢献で

きる事業等で公益性，効率性，公平性，透明性など様々な観点から判断して，地域発展に寄与することができるものである場合であり，このことが交付する際の重要な判断すべきこととなっています。

社会や経済情勢が変化し行政需要や市民意識の変化を起因として様々な問題が表れる中，行政は補助金の役割等について，その必要性・費用対効果・経費負担のあり方を検証し，徹底した見直しと市民への説明責任が求められています。

笠間市においては，平成 22 年度当初予算編成にあたり，平成 21 年 12 月に市補助金等審査会を，その審査過程の透明性と説明責任から公開で開催しており，今後はいろいろな手法での「市民目線でのチェック機能」や「市民への情報提供」を行なうことが必要です。

さらに，補助金等交付団体を，市民活動団体として捉え，行政と共にまちづくりを進める協働のパートナーとして，より良いまちづくりを進めていくことが必要です。

答申により示された評価結果や課題等について，「補助金等の使途や目的について十分に説明がつき，市民に理解を得られる補助金等なのか」を含めた中で，行政，団体の協議により解決策を見出し，市民との協働をとおり，広く効果的な補助金等の活用を強く望むものです。

最後に，今後いっそうの効率的な財政運営の確立と将来にむけた笠間市の変革を期待し，結びといたします。

## 笠間市補助金等検討委員会

委員長 井上 操

委員 青山 耕蔵

委員 岡野 博之

委員 田中 道夫

委員 土屋 和子

委員 山口 致辰

## Ⅶ 笠間市補助金等検討委員会開催経過

	開催日	協議内容
第1回補助金等検討委員会	平成22年 6月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状交付</li> <li>・ 委員長・職務代理者の選任について</li> <li>・ 現行の補助金制度及び見直しの経過について</li> <li>・ 今後の委員会の進め方について</li> </ul>
第2回補助金等検討委員会	平成22年 6月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回議事録について</li> <li>・ 検討補助金の選定について</li> <li>・ 次回委員会の日程及び今後の日程の確認</li> </ul>
第3回補助金等検討委員会	平成22年 7月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回議事録について</li> <li>・ 対象補助金の抽出結果について</li> <li>・ 個別補助金の検討について</li> </ul>
第4回補助金等検討委員会	平成22年 7月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回議事録について</li> <li>・ 個別補助金の検討について (所管課説明＝対象8補助金)</li> </ul>
第5回補助金等検討委員会	平成22年 8月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回議事録について</li> <li>・ 個別補助金の検討について (所管課説明＝対象8補助金)</li> </ul>
第6回補助金等検討委員会	平成22年 8月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別補助金の検討について (団体説明＝対象4補助金)</li> </ul>
第7回補助金等検討委員会	平成22年 9月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別補助金の検討について (団体説明＝対象4補助金)</li> </ul>
第8回補助金等検討委員会	平成22年 9月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別補助金の検討について (団体説明＝対象4補助金)</li> </ul>
第9回補助金等検討委員会	平成22年 10月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別補助金の検討について (財政課説明＝対象33補助金)</li> </ul>
第10回補助金等検討委員会	平成22年 10月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金総合評価の検討について</li> </ul>
第11回補助金等検討委員会	平成22年 11月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金総合評価の検討について</li> <li>・ 答申について</li> </ul>

## Ⅷ 補助金等総合評価一覧

通番	名 称	【 審査結果 】		担当課
		内 容	見直し基準の適用	
1	自衛隊父兄会補助金	○自衛官の確保については、他の職業と比較して特別困難な時代ではなくなりつつある中で、慰問等当該団体の事業は関係者のみに限定されたものとなっており、また、補助金の効果も判然としない部分もあることから自主財源で運営すべきと判断した。	廃 止	総務課
2	統計協会補助金	○統計調査は行政運営の基本であり、市民の参加・協力が必須である。統計調査員の確保が課題となっているが、行政への市民参加の基礎であることをPRし、さまざまな層に参加を促す工夫が必要である。	適 正	企画政策課
3	女性リーダー養成事業補助金(旧ハーモニーフライト事業)	○周知や募集方法を工夫し、参加者の拡大を図りたい。	適 正	秘書課
4	男女共同参画推進連絡協議会補助金	○補助金交付団体ではなく、各団体の代表者からなる協議の場として市担当課が直接運営すべきと判断した。	廃 止	秘書課
5	職員厚生補助金	○職員の研修や福利厚生事業は、市予算、あるいは職員で組織する共済組合等互助組織で行われており、さらに当研究会への補助は職員負担軽減の上乗せを行うものであり、廃止するべきである。	廃 止	秘書課
6	交通安全母の会補助金	○各戸からの会費徴収金が収入の主なものとなっている中、別途、「市民の税金からなる補助金」を支出すべきではないと思われる。各戸加入率の向上と事業所を含めた会員拡大を図ることで、自主運営ができる団体と判断し、廃止とした。	廃 止	市民活動課
7	笠間市消費者友の会補助金	○消費者問題は、環境、食品、子育てなど暮らし全般に関わる問題でその普及啓発事業には、市消費者行政とともに、市民を巻き込んだ組織として当該団体活動との連携は不可欠であることから適正とする。ただし、今後は市民参加の促進、特に若年層への拡大に向けてより幅広い活動を展開していく必要がある。また「くらしの豆知識」購入費が支出の30%を占めることなどを考えると、より効果的の事業を模索すべきであると思われる。	適 正	市民活動課
8	笠間市国際交流協会補助金	○市内在住外国人がますます増えていくことから、当団体の活動範囲も拡大することが予想されるなか、特定国との友好交流や観光客にシフトした活動内容では既に市民の理解は得られないものと思われる。 ○補助金の目的に立ち返り、外国人が住みやすい社会環境整備に向けて、日本語教室や相談事業など日常的な活動業務に重きを置くべきである。	減額上限設定	市民活動課
9	青色申告会補助金	○繰越金も多く会費収入も応分にある。また近隣市でも補助金の支出はない状況であることから廃止が妥当である。	廃 止	税務課

通番	名 称	【 審査結果 】		担当課
		内 容	見直し基準の適用	
10	法人会補助金	○繰越金も多く会費収入も応分にある。また近隣市でも補助金の支出はない状況であることから廃止が妥当である。	廃 止	税務課
11	民生委員児童委員協議会補助金	○市の費用弁償額分を上乗せして支給しているが、明確な根拠がないことから、他市町村の補助額と活動内容などを比較しながら事業の見直しをおこない、補助額の減額を図ることは可能だと判断する。	減額上限設定	社会福祉課
12	遺族連合会補助金	○平和と繁栄の時代に生きる者の責務として、戦没者遺族等への支援は必要であるため、適正とした。今後は、更に戦争の悲惨さと平和の尊さを若い世代に語り継いでいくような活動を広げていく必要があるのではないかと。	適 正	社会福祉課
13	更生保護女性会補助金	○安全安心のまちづくりを進める市行政にとって、草の根ボランティア組織の必要性は十分理解できるが、研修事業や普及啓発広報が会員の枠内にとどまっている傾向があり、他市と比べて補助額も多いことから、事業見直しを行ない支出の削減を行うべきである。	減額上限設定	社会福祉課
14	保護司会補助金	○民生委員等と同様国から委嘱された職務を遂行する団体であり、犯罪者の更生保護や犯罪予防の活動により、安全安心なまちづくりのために必要不可欠な団体であるが、今後はより積極的に他団体との連携や一般市民への啓発活動の展開を指導していくべきである。 ○会計処理は概ね適正であるが、総会後の食事会や「山なみ発行」経費については見直しにより補助金の削減が可能であると判断する。	減額上限設定	社会福祉課
15	心身障害児(者)父母の会補助金	○心身障害児を持つ父母の心の拠り所として必要な団体であり、団体運営・活動に対する支援を行っていく必要があり、さらに推進するための議論や手段が求められるところである。	適 正	社会福祉課
16	身体障害者福祉協会補助金	○身体障害者の心の拠り所として必要な団体であり、団体運営・活動に対する支援を行っていく必要がある。	適 正	社会福祉課
17	茨城県地域人権運動連合会笠間支部補助金	○地域改善対策特別措置法が失効し、同和問題は事実上各自治体に任されるようになり、他の人権問題に包括して啓発事業に取り組むようになった。 ○上部団体の考え方の違いで3団体に補助金を交付しているが、今後は、補助金支出の成果を検証し、包括的な人権問題の一つとして位置づけ、終期を設定する方向で各団体との協議を進めるべきである。	終期の設定	社会福祉課
18	全日本同和会茨城県連合会友部支部補助金	○地域改善対策特別措置法が失効し、同和問題は事実上各自治体に任されるようになり、他の人権問題に包括して啓発事業に取り組むようになった。 ○上部団体の考え方の違いで3団体に補助金を交付しているが、今後は、補助金支出の成果を検証し、包括的な人権問題の一つとして位置づけ、終期を設定する方向で各団体との協議を進めるべきである。	終期の設定	社会福祉課

通番	名 称	【 審査結果 】		担当課
		内 容	見直し 基準の 適用	
19	部落解放愛する会茨城県 連合会笠間支部補助金	○地域改善対策特別措置法が失効し、同和問題は事実上各自治体に任されるようになり、他の人権問題に包括して啓発事業に取り組むようになった。 ○上部団体の考え方の違いで3団体に補助金を交付しているが、今後は、補助金支出の成果を検証し、包括的な人権問題の一つとして位置づけ、終期を設定する方向で各団体との協議を進めるべきである。	終期の 設定	社会福 祉課
20	笠間市人権擁護委員協 議会補助金	○社会・経済の推移の中でさまざまな人権問題が発生し、その解決は行政の基本的な課題である。 ○当協議会は県内でも先進的な取り組みを進めているが、さらに人権問題の一つである同和問題についても、当協議会の主課題として同和団体を包括し、ともに人権啓発・人権教育活動等を実施する体制を築いていく方向で検討してはどうか。	適 正	社会福 祉課
21	ゲートボール連合会補助 金	○高齢者のスポーツ活動は、健康づくりの観点からも重要であるが、特定の種目に補助することは公平性の観点から説明がつかない部分がある。今後は高齢者スポーツ活動補助金と統合し、補助の内容を運営補助から資材購入やコート整備などの、事業費補助へ変更することも検討してはどうか。	整理統 合	高齢福 祉課
22	高齢者スポーツ活動補助 金	○高齢者のスポーツ活動は、健康づくりの観点からも重要であるが、特定の種目に補助することは公平性の観点から説明がつかない部分がある。今後はゲートボール連合会補助金と統合し、補助の内容を運営補助から資材購入やコート整備などの、事業費補助へ変更することも検討してはどうか。	整理統 合	高齢福 祉課
23	配食サービス事業補助金	○今後一人暮らしの高齢者等対象者の増加により補助額も増加が予想される。配食サービスの地域差がある中、早急に旧3地区の調理・配送方法など制度統一すべきであり、調理等については、市の施設の活用を図ってはどうか。	適 正	高齢福 祉課
24	三世代ふれあい事業補助 金	○事業内容については、高齢者を中心とした「三世代ふれあい事業」とは言いがたいが、学校教育の観点からは必要な事業と思われる。実施主体が各小学校PTAであることも考えると、学務課で実施している、「特色ある学校づくり事業」との統合を検討する必要がある。また、事業内容についても、高齢者に限定しないで、子供たちと地域とのふれあいのような幅広い事業展開を図れるものにしてはどうか。	整理統 合	高齢福 祉課
25	シルバー人材センター補 助金	○民間事業所の不景気等から受注が大きく落ち込んではいないものの、まだ全体の運営経費で削減する余地が見受けられる。また増収策の一つとして事務手数料の見直しによる増収を図るべきである。	減額上 限設定	高齢福 祉課
26	献血連合会補助金	○収支をみると記念品費が支出の大部分を占めており、今後は記念品のあり方、内容の検討をとおし経費削減を図ることができると判断する。	減額上 限設定	健康増 進課

通番	名 称	【 審査結果 】		担当課
		内 容	見直し 基準の 適用	
27	ゴミを考える会補助金	○種々の環境保全活動を行っている団体は各地域に散在しており、市としては、これらの団体を把握したうえで、どのように支援していくのかを含め、全体的な検討をすべきである。 ○活動の拡大を念頭に、市民活動助成金の活用を踏まえ廃止とした。	廃 止	環境保全課
28	環境美化推進協議会補助金	○クリーン作戦の中心的な組織として長く活動し、地域づくりにも貢献している団体と認められる。 ○経費の節減に努め、また賛助会員の拡充を図り、市補助金の削減に努力するよう望む。	減額上 限設定	環境保全課
29	自家ごみ処理容器補助金	○ゴミの減量化や資源の循環などの環境施策として有効な事業であり継続する必要があると考える。	適 正	環境保全課
30	産地体験交流事業補助金	○当事業は「あたご梅まつり実行委員会」への補助事業となっているが、実質的にはJA茨城中央梅部会が行う産地PR事業であり、その実施方法や規模からすると、十分当該部会が独自に実施可能と思われる。	廃 止	農政課 岩間分室
31	上郷地域うまい米づくり研究会補助金	○研究会活動開始から6年が経過し、当初目標のブランド米化は達成したと思われる。また繰越金も多額であり自主財源も増加していることから、自主運営も可能であり、補助金による効果は薄いであるため、補助金を廃止すべきであると判断した。	廃 止	農政課 岩間分室
32	ほたるの里づくり事業補助金	○種々の環境保全活動を行っている団体は各地域に散在しており、市としては、これらの団体を把握したうえで、どのように支援していくのかを含め、全体的な検討をすべきである。 ○活動の拡大を念頭に、市民活動助成金の活用を踏まえ廃止とした。	廃 止	農政課
33	水田農業奨励補助金	○国の政策である戸別所得補償制度がはじまったところであり、今後の国の政策を注視し、笠間市独自に地域農業の特性・活性化に配慮する必要があると考える。	適 正	農政課
34	水田農業条件整備(暗渠排水)事業補助金	○営農に対する支援は必要と思われるが、特定の個人に限られており、他市では同種の補助事業を実施していないことから、廃止と判断した。	廃 止	農政課

通番	名 称	【 審査結果 】		担当課
		内 容	見直し 基準の 適用	
35	水田航空防除事業補助金	○航空防除事業は個々の農家が共同で実施する事業で、そのために設立されている共済組合が果たすべき事業であり、廃止とした。	廃 止	農政課
36	小規模土地改良事業補助金	○土地改良組合あるいは水利組合が管理する用排水路は、農業水路以外の都市排水機能を担っており、その一部を補助することは必要である。しかし機能分担割合や受益者負担の原則から補助率の引き下げによる見直しが必要であると考え。	減額上 限設定	農村整備課
37	土地改良事業運営協議会補助金	○本来は受益農家で運営すべき団体であるが、水路等の公共性などに鑑み、市の財政支援はやむを得ないものと思われる。今後は人員の削減や運営費の大半を占める人件費の圧縮に取り組むべきである。	減額上 限設定	農村整備課
38	笠間西茨城森林組合指導補助金	○当該森林組合に対する補助金は、関係市町との連帯補助であり、他市町の動向を見る必要があるが、森林の公益的機能等に鑑み、今後も継続すべきものと考え。	適 正	農村整備課
39	たばこ小売組合補助金	○これまで市の自主財源確保のため販売促進をねらった補助金として交付されてきたが、たばこを巡る昨今の動きから見て、早急に当該財源依存を脱すべきものであり、当該補助金も廃止すべきと考え。	廃 止	商工観光課
40	産業祭補助金	○ふるさと友部まつりと統合し「ふるさとまつりinかさま」となった。出展料の見直しによる収入増や事業内容の見直しによる経費削減を図り、補助額の削減に努められたい。	減額上 限設定	商工観光課
41	商工会補助金	○商工会合併の実現、補助金算定基準の設定等の指摘事項については改善に取り組まれ評価する。今後は、合理化による人員削減や会員の加入率向上、事業収入拡大推進により自己財源を確保し補助金額の削減に努められたい。	減額上 限設定	商工観光課
42	天狗の郷・バザールdeいわま運営補助金	○出店料の見直しなどによって、自主運営を目指すべきである。	終期の 設 定	商工観光課
43	ふるさと友部まつり実行委員会補助金	○産業祭と統合し「ふるさとまつりinかさま」となった。出展料の見直しによる収入増や事業内容の見直しによる経費削減を図り、補助額の削減に努められたい。	減額上 限設定	商工観光課

通番	名 称	【 審査結果 】		担当課
		内 容	見直し基準の適用	
44	石材スラッジ処理協同組合補助金	○当該補助金は桜川市との協調補助金であり、桜川市の動向を見る必要があるが、低迷する石材産業の現況を考慮すると今後も一定の財政支援は必要と考える。	適 正	商工観光課
45	ほたるの里づくり事業補助金	○種々の環境保全活動を行っている団体は各地域に散在しており、市としては、これらの団体を把握したうえで、どのように支援していくのかを含め、全体的な検討をすべきである。 ○活動の拡大を念頭に、市民活動助成金の活用を踏まえ廃止とした。	廃 止	商工観光課
46	夏まつり補助金	○H22年度は事業内容の見直しを進め、実施しないこととなっているが、H18年とH22を比較すると事業収入が半減し、宣伝費については増加している。収支の見直しを含めH23年度以降については補助金の削減を図られたい。	減額上限設定	商工観光課
47	笠間のまつり実行委員会補助金	○経費削減及び広告費の増収を図るとともに、他地域でのイベントとの合同等の諸策を検討し、補助額の削減に努められたい。	減額上限設定	商工観光課
48	観光協会補助金	○補助金支出団体としては概ね適正であるが、今後は会員及び収益事業の拡大をとおし自己財源を確保し、補助額の削減に努められたい。	適 正	商工観光課
49	菊花会補助金	○自主財源の拡大などにより、自主運営ができる団体と判断した。	廃 止	商工観光課
50	教育研究会補助金	○補助事業の目的や内容、補助金算定基準が不明確であり、繰越金も多いことから、減額・上限設定とした。	減額上限設定	学務課
51	私立幼稚園運営補助金	○少子化によって幼稚園運営には厳しい環境であるため、財政支援は継続する必要があると考える。また、費用対効果からも私立幼稚園整備運営の一環としての補助はやむを得ないと考える。ただし、担当部署においては、事業内容の確認、検証が必要である。	適 正	学務課
52	文化協会事業費補助金	○加盟団体が増加傾向にあるとのことで今後の活動が期待できる。 ○会費の設定が合理的でないように思われることから、団体会費の見直しを行い、補助額削減が可能と思われる。	減額上限設定	生涯学習課

通番	名 称	【 審査結果 】		担当課
		内 容	見直し 基準の 適用	
53	市子ども会育成連合会補助金	○次世代育成組織として、学校とともに必要不可欠な団体である。 ○少子化等によって単位子ども会活動の沈滞が課題として挙げられており、他団体との連携事業の推進を促す方向も検討すべきである。	適 正	生涯学習課
54	指定文化財管理費補助金	○文化財保護施策が不十分な現在、当該補助金の継続はやむを得ない。しかし、補助の範囲やその内容、金額については、十分精査すべきと考える。	適 正	生涯学習課
55	笠間市史談会補助金	○団体運営のための補助金は廃止し、研究書発行時などに必要に応じて補助してはどうか。	廃 止	生涯学習課
56	笠間市文化財愛護協会補助金	○会費収入などによる自主財源が確保されていることから、自主運営可能な団体と判断した。	廃 止	生涯学習課
57	市文化連盟補助金	○今後も会員の拡大と事業見直しによる補助額の削減に取り組まれない。	適 正	笠間公民館
58	笠間地区公民館連絡協議会補助金	○地区公民館は市の施設であり笠間市が直接経費として、管理運営すべきものであり運営費の補助金支出は不適切であることから、支出科目の見直しが必要であると判断した。 ○今後は施設のあり方を含め検討すべきものとする。	支出科目の見直し	笠間公民館
59	スポーツ少年団補助金	○次世代育成組織として、学校とともに必要不可欠な団体であるが、事業内容をよく精査し見直しと共に、会費値上げ等も検討し、補助金の削減に努められたい。 ○各スポーツ少年団への一律(54,000円)補助は、見直しの必要があるのではないかと考える。	減額上限設定	スポーツ振興課
60	地元協力会補助金(下水道流末処理場)	○いわゆる迷惑施設立地の見返りとしての当該補助金の支出はいたしかたない面は理解できるが、たとえ迷惑料だとしても本来は地域環境整備を目的とした補助金であることから適切な会計処理が求められる。さらに地区公民館運営補助金も支出しており、重複することから地元地区公民館運営補助金に統合し、公正な会計処理での会運営を図る必要があると考える。	整理統合	下水道課
61	地元地区公民館運営補助金(下水道流末処理場)	下水道処理施設立地の迷惑料として地域環境を保全することを目的とした補助金として、地域の集会施設及び地域安全施設等の維持管理・修繕等に支出されており、会計処理についても区全体で管理され適正に処理されている。	適 正	下水道課

## ○笠間市補助金等の交付基準

平成22年7月13日

告示第623号

### (目的)

第1条 この基準は、笠間市が交付する補助金等(笠間市補助金等交付規則(平成18年笠間市規則第32号)第2項第1号に規定するものをいう。)について、補助等の必要性が客観的に認められるもの(公益性)となっているか、補助等の効果が広く住民の福祉の向上に寄与しているかなどを検討、審査することによって、補助金等を適正なものとして運用することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、「補助金等」とは、市が団体又は個人の行う特定の事業等に対し、行政目的に合致し、公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭給付を行うことをいう。

### (交付基準)

第3条 補助金等の審査に際しては、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

- (1) 補助金等が客観的にみて公益上必要であること。具体的には以下の項目のいずれかを満たすものとする。
  - ア 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められる事業
  - イ 文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業
  - ウ 市の施策として推進する事業を団体、個人に対して奨励しようとするもの
  - エ 地域経済、産業振興、雇用促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業推進を図るための援助が必要な事業
- (2) 補助金等の交付による費用対効果が認められること。
- (3) 事業活動の目的、視点、内容などが社会・経済情勢に合致していること。
- (4) 行政と市民の役割分担の中で、真に補助等すべき事業・活動であること。
- (5) 被補助団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。
- (6) 被補助団体等の事業活動の内容が被補助団体等の目的と合致していること。

### (審査)

第4条 この基準に基づく審査にあたっては、別に定める補助金等審査基準により行う。

2 今後の審査にあたっては、当補助金等検討委員会が市長よりの諮問に基づき行うこと

とする。

(情報公開)

第5条 審査結果については、積極的に公表するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ○笠間市補助金等の審査基準

平成22年7月13日

告示第624号

笠間市補助金等の交付基準(平成22年笠間市告示第623号。以下「交付基準」という。)  
第4条の規定に基づき、審査基準を次のように定める。

### (目的)

第1条 この審査基準は、交付基準に基づき審査判定を行うために定めるものである。

### (審査対象)

第2条 この審査基準に基づき審査対象となるものは、すべての補助金とする。

### (審査機関)

第3条 審査は、笠間市補助金等検討委員会(以下「検討委員会」という。)において行う。

### (審査方法)

第4条 審査は、各補助金等の所管課等よりの説明を受け、各委員が第5条に定める審査項目について個別評価を行い、第6条見直し基準により総合評価を行う。

2 審査において、疑義が生じた場合は、その都度委員相互に協議をすることができる。

### (審査項目)

第5条 第1条の規定に基づき、次の項目について審査する。

- (1) 行政の関与性
- (2) 事業の効果性
- (3) 目的の達成度
- (4) 事業の将来性
- (5) 補助の適宜性
- (6) 団体の適格性

### (見直し基準)

第6条 第5条に定める審査項目についての評価により、次の見直し基準を適用する。

- (1) 適正(原則継続すべきもの)なもの。
  - ア 交付基準に概ね適合しており、引き続きその役割を期待されるもの。
  - イ 多少の指摘事項はあるが、交付を継続することによってより効果が期待できると認められるもの。
- (2) 整理・統合すべきもの。

補助の必要性はある程度認められるが、同一団体への類似補助や同一目的の複数補助があるなど、整理統合することが必要であると認められるもの。

(3) 減額・上限設定すべきもの。

ア 補助の必要性はある程度認められるが、費用対効果がそれほど高くなく、減額すべきと判断されるもの。

イ 繰越金が比較的多いことや独自収入が多額などのことにより、上限を設定した方が良いと判断されるもの。

(4) 終期の設定(期間設定)をすべきもの。

ア 自主・自立が図られつつある団体で補助の目的が達成しつつあるもの。

イ 将来明らかに補助の必要がなくなるもの。

(5) 支出科目を見直すもの。

必要な金額について、他の方法で支出(委託料、報償費等)を検討すべきもの。

(6) 廃止するべきもの。

ア この審査基準による評価が極めて低く、原則交付すべきでないもの。

イ 明らかに自主・自立が認められる団体であるため、交付対象からはずすべきもの。

ウ 事業目的が完了された団体であるため、原則交付対象からはずすべきもの。

(結果の公表)

第7条 評価結果については、検討委員会からの答申とあわせて報告する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

補 助 金 評 価 表

補助金の名称			
交付対象団体			
交付開始年度		担 当 課	
評価事項	評 価 観 点		
行政の関与性	<input type="checkbox"/> 市が目指すべき方向性と整合性があり，市が積極的に関与すべき分野である。 <input type="checkbox"/> 市がどちらかといえば関与すべき分野である。 <input type="checkbox"/> 市が目指すべき方向性とは認められないため，関与すべき分野ではない。		
事業の効果性	<input type="checkbox"/> 効果がかかなり広く市民に行き渡っている。 <input type="checkbox"/> 効果が適度に市民に及んでいる。 <input type="checkbox"/> 効果が特定の団体や個人に限られている。		
目的の達成度	<input type="checkbox"/> 目的を達成しているし，かつ今後さらに拡大していくことが予想される。 <input type="checkbox"/> 目的を達成していないが，今後達成する可能性はある。 <input type="checkbox"/> 目的を達成したので，終了すべきものである。		
事業の将来性	<input type="checkbox"/> 事業を続けることによって，効果の拡大が期待される。 <input type="checkbox"/> 事業を続けても，効果は現状と変わらない。 <input type="checkbox"/> 事業を続けても，効果は減少するか，もしくは得られない。		
補助の適宜性	<input type="checkbox"/> 交付開始時期以上に需要が拡大し，今後も拡がると見込まれる。 <input type="checkbox"/> 交付開始時期と需要は変わっていない。 <input type="checkbox"/> 交付開始時期と比較して，需要が減少している。もしくは失われている。		
団体の適格性	<input type="checkbox"/> 会計処理及び使途が適正である。 <input type="checkbox"/> 会計処理及び使途が適正でない。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 繰越金の額が適正である。 <input type="checkbox"/> 繰越金の額が適正でない。		
総合評価			
見直し基準の適用	具体的な内容・理由		
<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 整理・統合 <input type="checkbox"/> 減額・上限設定 <input type="checkbox"/> 終期の設定 <input type="checkbox"/> 支出科目を見直し <input type="checkbox"/> 廃止			

## ○笠間市補助金等検討委員会設置要綱

平成18年3月19日

訓令第38号

### (設置)

第1条 笠間市が交付する補助金等について、適正で効果的な交付を決定し、健全な財政運営を推進するため、笠間市補助金等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、補助金等について次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 補助事業等の評価及び選定に関すること。
- (2) 補助金等の現状及び問題点に関すること。
- (3) その他補助金等に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員会の指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

3 委員長及び委員は、自らが補助金等の交付対象者となる案件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，総務部財政課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は，平成18年3月19日から施行する。